

R06 箕市介第 002321 号
令和7年(2025年)2月25日

介護保険住宅改修施工業者 様
市内居宅介護支援事業所 代表者 様
各地域包括支援センター 代表者 様

箕面市市民部介護・医療・年金室長
箕面市健康福祉部高齢福祉室長

介護保険住宅改修費にかかる支給申請手続きの注意事項について(通知)

平素より、本市介護保険制度の適正な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。介護保険住宅改修費にかかる支給申請手続きについて、下記のとおり運用しますので、申請の際にはご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書における身元確認について

施工業者様が介護保険住宅改修費の代理受領を行う場合、事前申請時に被保険者及び施工業者様の同意をもとに「介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書」をもって申請いただいております。

本市の運用においては、事前の登録制ではないため、申請の都度申請者である被保険者及び代理受領を行う施工業者様の身元確認をしています。施工業者の皆様においては、社員証などの該当事業者であることが確認できるもの及び運転免許証などの公的な身分証明書の写しをご提出いただくか、窓口にてご提示いただきますようお願いいたします。

2. 事前申請審査後の連絡について

事前申請の審査後、本人宛てに「介護保険住宅改修費の事前申請書類の確認について(お知らせ)」を通知し、本通知を確認いただいたうえで工事を着手いただいております。

これまでは本通知と併せて全案件について、担当ケアマネジャーに工事着手の許可について電話連絡を行っていましたが、今後は償還払い対象の案件のみ担当ケアマネジャーに電話連絡を行います。

受領委任払対象の案件については、被保険者又は代理受領施工業者様宛て「介護保険住宅改修受領委任払 承認・不承認 決定通知書」の確認をもって工事に着手いただきますようお願いいたします。なお、通知は郵送のため時間を要すことを予めご了承ください。

3. 複数回連続で住宅改修を行う場合の申請について

複数回連続で住宅改修を行う際に、1回目の申請分について工事完了届出がない場合、2回目の申請は受け付けられません。2回目の申請をされる前(同日可)に1回目の工事完了届を提出してください。

〈裏面もご覧ください〉

4. 提出書類の日付について

各書類の日付について、以下のとおりとなりますのでご注意ください。

【事前申請の日付】申請書申請日≧各添付書類の日付

【工事完了届】完了届出日≧領収日≧工事完成日≧工事着工日

今後の申請におかれましては、市ホームページ(QRコード)に掲載している資料「住宅改修ご利用にあたっての手続きのご案内」を必ずご確認くださいませようお願いします。



【住宅改修に関するお問い合わせ】

(事前相談・審査・書類の提出など)

箕面市 健康福祉部高齢福祉室(総合保健福祉センター1階)

電話 072-727-9500(代表)

(支払関係)

箕面市 市民部介護・医療・年金室(市役所本館1階)

電話 072-724-6860(直通)